

消防災第 120 号  
平成 28 年 9 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

### 今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について

平素より消防防災行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの一部改定について（通知）」（平成 27 年 8 月 19 日付府政防第 633 号・消防災第 112 号）等により、発災時における避難勧告等の適時適切な発令や防災情報の住民への広く確実な伝達についてお願いしてきたところです。

近年は、気候変動によると考えられる、経験したことのない集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域や場所で大きな被害が発生しており、このたびの台風第 10 号による集中豪雨でも大きな被害が発生しました。このため、今後の水害等に備えた地域の防災体制の再点検について、下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

なお、今後、今般の台風被害を踏まえた追加調査、点検内容に係るヒアリングを行うことがあります。

### 記

#### 1 調査時点

平成 28 年 9 月 1 日

#### 2 実施方法

##### (1) 報告様式

- ① 都道府県の状況について点検した上、別添の「様式 1 都道府県」に記載し提出する。
- ② 都道府県において、管内市町村の状況について点検した上、別添の「様式 2 市町村」に記載し提出する。

##### (2) 留意事項

- ① 「様式 2 市町村」の各点検項目については、市町村の地域防災計画、マニュアル等を確認し、平時から、実効性のある対応体制が確保できているか点検する。その際、必要に応じて市町村ヒアリングを行う。

- ② 特に、避難勧告等の判断基準の設定については、河川・砂防施設の管理者が協力・助言を行うこととされていることから（「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の以下の部分参照）、再点検に際しても、治水・砂防部局と十分に連携し、各市町村の対応体制が、地域における災害のリスク、ハード整備の状況を踏まえたものとなっているか点検する。
- ③ 上記②について、市町村が自己点検を行う際、専門的な相談ができるよう、都道府県において、河川・砂防施設の管理者である国、県の窓口を明示すること。

※（参考）「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）20P抜粋

#### 3.4 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

災対法改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

### 3 提出期限・提出先

(1) 提出期限 ※期限厳守願います

- ① 様式1 都道府県：平成28年9月27日（火）  
② 様式2 市町村：平成28年10月25日（火）

(2) 提出先

消防庁防災課防災企画係 渡部 浩之

E-mail: [h.watabe@soumu.go.jp](mailto:h.watabe@soumu.go.jp)

※回答に当たっては、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）（以下のURLを参照）、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日付 府政防第369号・消防災第126号）（別添参照）の内容を参照してください。

○「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819\\_honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf)

#### 【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：和田係長、森田事務官、渡部事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

# 今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検項目

## 1 都道府県の市町村に対する助言体制

都道府県の市町村に対する助言体制について、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の内容を参照し、記載してください。参照ページを下記質問に記載しています。

※「避難勧告等」とは、避難準備情報、避難勧告、避難指示のことを指します。

### (1) 災害に備えた日頃からの都道府県の市町村に対する助言体制について

① 日頃から市町村の防災体制を確認・把握する取組を行っていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 確認・把握する取組を行っている → 「○」
2. 確認・把握する取組を行っていない → 「×」

※ 「1. 確認・把握する取組を行っている」を選択した場合、「回答用シート」に日頃から市町村の防災体制を確認、助言する体制について、具体的に記載してください。

② 日頃から市町村の防災体制について、課題等があった場合に助言したことがありますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 助言したことがある → 「○」
2. 助言したことがない → 「×」

※ 「1. 助言したことがある」を選択した場合、「回答用シート」に助言した実績について、具体的に記載してください。

### (2) 避難勧告等発令の判断についての都道府県からの助言体制について

(参照：ガイドライン 20P)

本問については、水害、土砂災害の災害種別ごとにお答えください。特に、水害に係るものについては、洪水予報河川・水位周知河川・その他の河川（洪水予報河川、水位周知河川以外の河川）の区分でお答えください。

災害発生が想定される際に、市町村の避難勧告等の発令状況を把握し、適時適切に発令されるように助言する体制は構築されていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 助言する体制が構築されている → 「○」
2. 助言する体制が構築されていない → 「×」

※ 「1. 助言する体制が構築されている」を選択した場合、「回答用シート」に災害発生が想定される際の市町村に対する助言体制について、具体的に記載してください。

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

## 今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検項目

### 1-1 水害の避難勧告等の発令態勢の整備

避難勧告等の発令態勢の整備状況について、洪水予報河川、水位周知河川、その他の河川（洪水予報河川、水位周知河川以外の河川）の3つの区分ごとに下記の質問にお答えください。

避難勧告等の発令態勢の整備について、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の内容を参照し、記載してください。参照ページを下記質問に記載しています。

※「避難勧告等」とは、避難準備情報、避難勧告、避難指示のことを指します。

#### (1) 避難勧告等の発令基準の策定状況について（参照：ガイドライン25-26P）

避難勧告等の発令基準の策定状況について、当てはまるものを一つ選択してください。

1. 策定している → 「○」
2. 一部策定している → 「△」
3. 策定していない → 「×」

< (1)において、1を選択した団体は以下の(2)～(4)、(6)に、2を選択した団体は(5)、(6)に回答してください。 >

#### (2) 避難準備情報について

##### ① 対象区域の設定について（参照：ガイドライン12-13P）

避難準備情報の対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

② 避難準備情報を発令する際の判断基準の設定について

(参照：ガイドライン 29-30, 32-34P)

ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

【例】 ・ A川で定量的基準あり、B川で定量的基準なし → 「△」  
・ A川で定量的基準あり、B川で定性的基準あり → 「△」

③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。

避難準備情報を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください。複数の河川があり、それぞれ基準となる防災情報が異なる場合には、使用している情報全てを選択してください※（「氾濫の恐れが高まった」等の定性的な基準による判断材料については除く。）。 (参照：ガイドライン 29-30, 32-34P)

【例】 A川での基準において1と3を活用し、B川での基準において2と3を活用。  
⇒ 本問での回答：1, 2, 3と回答。

1. 河川等水位
2. 洪水予報（氾濫警戒情報等）
3. 雨量（予想雨量を含む）
4. 気象警報・注意報等（洪水警報等）
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 決壊や越水
8. その他 （※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

(3) 避難勧告について

① 対象区域の設定について (参照：ガイドライン 12-13P)

避難勧告の対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

② 避難勧告を発令する際の判断基準の設定について（参照：ガイドライン 30-37P）  
ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

【例】 ・ A川で定量的基準あり、B川で定量的基準なし → 「△」  
・ A川で定量的基準あり、B川で定性的基準あり → 「△」

③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。

避難勧告を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください。複数の河川があり、それぞれ基準となる防災情報が異なる場合には、使用している情報全てを選択してください※（「氾濫の恐れが高まった」等の定性的な基準による判断材料については除く。）。（参照：ガイドライン 30-37P）

【例】 A川での基準において1と3を活用し、B川での基準において2と3を活用。  
⇒ 本問での回答：1, 2, 3と回答。

1. 河川等水位
2. 洪水予報（氾濫警戒情報等）
3. 雨量（予想雨量を含む）
4. 気象警報・注意報等（洪水警報等）
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 決壊や越水
8. その他（※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

#### （4）避難指示について

① 対象区域の設定について（参照：ガイドライン 12-13P）

避難指示の対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

② 避難指示を発令する際の判断基準の設定について（参照：ガイドライン 32, 35 P）  
ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

【例】 ・ A川で定量的基準あり、B川で定量的基準なし → 「△」  
・ A川で定量的基準あり、B川で定性的基準あり → 「△」

③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。

避難指示を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください。複数の河川があり、それぞれ基準となる防災情報が異なる場合には、使用している情報全てを選択してください※（「氾濫の恐れが高まった」等の定性的な基準による判断材料については除く。）。（参照：ガイドライン 32, 35 P）

【例】 A川での基準において1と3を活用し、B川での基準において2と3を活用。  
⇒ 本問での回答：1, 2, 3と回答。

1. 河川等水位
2. 洪水予報（氾濫警戒情報等）
3. 雨量（予想雨量を含む）
4. 気象警報・注意報等（洪水警報等）
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 決壊や越水
8. その他（※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

**(5) 避難勧告等の発令基準の策定予定時期について**

避難勧告等の発令基準が未策定の団体にお伺いします。

① 避難勧告等の発令判断をどのような基準で行うこととしていますか。(自由記載)

※ 「回答用シート」に内容を記載してください。

② 避難勧告等の発令基準の策定予定時期について、当てはまるものを一つ選択してください。

1. 平成 28 年内
2. 平成 28 年度末まで
3. 平成 29 年出水期まで
4. 平成 29 年度末まで
5. 平成 30 年度以降
6. 未定

**(6) 避難勧告等発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて**

(参考：災害対策基本法第 61 条の 2)

災害発生が想定される際に、避難勧告等が適時適切に発令できるように、関係機関に助言を求めることについて、マニュアルに明記するなど必要な態勢を構築していますか。当てはまるものを一つ選択してください。(参照：ガイドライン 20P)

1. 態勢を構築している → 「○」
2. 態勢を構築していない → 「×」

※ 「1. 態勢を構築している」を選択した場合、その態勢について、「回答用シート」に具体的な内容を記載してください。

## 1-2 土砂災害の避難勧告等の発令態勢の整備

避難勧告等の発令態勢の整備状況について、下記の質問にお答えください。

避難勧告等の発令態勢の整備については、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)の内容を参照してください。参照ページを下記質問に記載しています。

※「避難勧告等」とは、避難準備情報、避難勧告、避難指示のことを指します。

### (1) 避難勧告等の発令基準の策定状況について (参照: ガイドライン 39-40P)

避難勧告等の発令基準の策定状況について、当てはまるものを一つ選択してください。

1. 策定している → 「○」
2. 一部策定している → 「△」
3. 策定していない → 「×」

< (1)において、1を選択した団体は以下の(2)~(4)、(6)に、2を選択した団体は(5)、(6)に回答してください。 >

### (2) 避難準備情報について

#### ① 対象区域の設定について (参照: ガイドライン 13-14, 40P)

避難準備情報の対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

#### ② 避難準備情報を発令する際の判断基準の設定について(参照: ガイドライン 42-43P)

ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

- ③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。

避難準備情報を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください（定性的な基準による判断材料については除く。）。

（参照：ガイドライン 42-43P）

1. 雨量（予想雨量を含む）
2. 土砂災害警戒判定メッシュ情報
3. 土砂災害警戒情報
4. 気象警報・注意報等
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 土砂災害の発生
8. その他（※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

### （3）避難勧告について

- ① 対象区域の設定について（参照：ガイドライン 13-14, 40P）

避難勧告の対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

- ② 避難勧告を発令する際の判断基準の設定について（参照：ガイドライン 44-45P）

ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。

避難勧告を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください（定性的な基準による判断材料については除く。）。

（参照：ガイドライン 44P）

1. 雨量（予想雨量を含む）
2. 土砂災害警戒判定メッシュ情報
3. 土砂災害警戒情報
4. 気象警報・注意報等
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 土砂災害の発生
8. その他（※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

#### （4）避難指示について

① 対象区域の設定について（参照：ガイドライン 13-14, 40P）

避難指示を対象とする区域をあらかじめ設定していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 対象とする区域を定めている → 「○」
2. 対象とする区域を一部定めている → 「△」
3. 対象とする区域を定めていない → 「×」

② 避難指示を発令する際の判断基準の設定について（参照：ガイドライン 44-45P）

ガイドラインに沿って、地域の実情に応じた、定量的なわかりやすい基準を定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定量的なわかりやすい基準を定めている → 「○」
2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている → 「△」
3. 定量的なわかりやすい基準を定めていない → 「×」

- ③ ②で「1. 定量的なわかりやすい基準を定めている」または「2. 定量的なわかりやすい基準を一部定めている」と回答した団体にお伺いします。避難指示を発令する際に基準となる防災情報について、当てはまるものを全て選択してください（定性的な基準による判断材料については除く。）。（参照：ガイドライン 44-45P）

1. 雨量（予想雨量を含む）
2. 土砂災害警戒判定メッシュ情報
3. 土砂災害警戒情報
4. 気象警報・注意報等
5. 特別警報
6. 前兆現象（漏水等）
7. 土砂災害の発生
8. その他（※ その他の場合、「回答用シート」に内容を記載してください。）

#### （5）避難勧告等の発令基準の策定予定時期について

避難勧告等の発令基準が未策定の団体にお伺いします。

- ① 避難勧告等の発令判断をどのような基準で行うこととしていますか。（自由記載）

※ 「回答用シート」に内容を記載してください。

- ② 避難勧告等の発令基準の策定予定時期について、当てはまるものを一つ選択して下さい。

1. 平成 28 年内
2. 平成 28 年度末まで
3. 平成 29 年出水期まで
4. 平成 29 年度末まで
5. 平成 30 年度以降
6. 未定

#### （6）避難勧告等発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて

（参考：災害対策基本法第 61 条の 2）

災害発生が想定される際に、避難勧告等が適時適切に発令できるように、関係機関に助言を求めることについて、マニュアルに明記するなど必要な態勢を構築していますか。当てはまるものを一つ選択してください。（参照：ガイドライン 20P）

1. 態勢を構築している → 「○」
2. 態勢を構築していない → 「×」

※ 「1. 態勢を構築している」を選択した場合、その態勢について、「回答用シート」に具体的な内容を記載してください。

## 2 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所の指定等について、下記の質問にお答えください。

指定緊急避難場所の指定基準等については、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日付 府政防第369号・消防防第126号）（以下「通知」という。）の内容を参照してください。

### (1) 指定緊急避難場所の指定状況等について （通知：6-14P）

貴団体における「洪水」及び「土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）」に対する指定緊急避難場所の指定状況について、1、2それぞれで当てはまるものを選択してください。

1. 「洪水」 → 「○」・「△」・「×」・「要なし」
2. 「土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）」 → 「○」・「△」・「×」・「要なし」

「○」＝必要箇所数を指定できている

「△」＝一部指定できている

「×」＝未指定

「要なし」＝地形等を総合的に勘案した結果、指定する必要がない

< (1) において、一つでも「△」または「×」を選択した団体は (2) に回答してください。 >

### (2) 指定緊急避難場所の指定予定時期について

- ① 貴団体では、(1) で「△」または「×」を選択した災害種別の指定緊急避難場所の指定をいつ頃までに完了させる予定でしたか。それぞれ当てはまるものを一つ選択してください。（「○」または「要なし」を回答している災害種別については空欄としてください。）

1. 平成28年中
2. 平成28年度末まで
3. 平成29年出水期まで
4. 平成29年度末まで
5. 平成30年度以降
6. 未定

- ② 指定緊急避難場所の指定が進まない理由を記載してください。（自由記載）

※ 「回答用シート」に内容を記載してください。

### 3 住民がとるべき避難行動の理解促進

災害発生時にとるべき避難行動について、住民が理解できるようにするための取組について、下記の質問にお答えください。

災害発生時にとるべき避難行動について、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の内容を参照してください。参照ページを下記質問に記載しています。

※「避難勧告等」とは、避難準備情報、避難勧告、避難指示のことを指します。

(1) 避難勧告等が発令された際の避難行動等について（参照：ガイドライン58P）

- ① 指定緊急避難場所等の避難場所、避難勧告等が発令された際にとるべき避難行動を理解できるようにするための取組を行っていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 行っている → 「○」

2. 行っていない → 「×」

- ② ①で「1. 行っている」と回答した団体にお伺いします。具体的にどのような取組をしていますか。当てはまるものを選択してください。（複数回答可）

1. 「災害・避難カード※」の導入
2. 住民説明会・ワークショップの実施
3. 住民参加型避難訓練の実施
4. 指定緊急避難場所や避難行動等を示した防災マップ等の個別配布
5. その他（「回答用シート」に内容を記載してください。）

※ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月改定）58Pより

住民自身が、想定される災害毎に、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握しておくべき情報を記載するもの。



(2) 避難行動要支援者への伝達について (参照：ガイドライン 62P)

- ① 避難行動要支援者に対し、確実に情報が届くよう伝達手段を確保していますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 確保している → 「○」                      2. 確保していない → 「×」

- ② ①で「1. している」と回答した団体にお伺いします。そのために、どのような伝達手段を用いていますか。当てはまるものを全て選択してください。

1. FAXによる災害情報配信
2. 聴覚障害者用情報受信装置
3. 戸別受信機（表示板付き等）
4. 受信メールを読み上げる携帯電話
5. フリーハンド用機器を備えた携帯電話
6. メーリングリスト等による送信
7. 字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送
8. SNS等のインターネットを通じた情報提供
9. その他（「回答用シート」に内容を記載してください。）

(3) 避難勧告等における伝達内容について (参照：ガイドライン 62-67P)

- ① 避難勧告等を発令する際の伝達文をあらかじめ定めていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 定めている → 「○」                      2. 定めていない → 「×」

- ② 避難勧告等の発令時において、住民に対し、立退き避難、屋内での安全確保など状況に応じてとるべき行動を具体的に伝達することにはしていますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 伝達することになっている → 「○」                      2. 伝達することになっていない → 「×」

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。